

医療インフォメーション

保険診療を正しく受けましょう

皆さん方が病気やケガに見舞われた際、健康保険証を使って受ける医療が保険診療です。保険診療に係る費用は、皆さんが払う保険料と国や自治体の公費負担金及び患者さんが窓口で支払う一部負担金によってまかなわれています。保険診療の財源を有効に活用するには、患者さん方に正しい受診を心がけていただくことも必要です。ご協力をお願いします。

1

診察する際は、その都度、健康保険証(カード)を提出してください。

また、治療中に退職や転職などで健康保険証が変わった場合は、すぐに医療機関の窓口へ申し出てください。退職などで資格を喪失した健康保険証(カード)は、すみやかに事業主に返納してください。

2

急病でない限り、診療時間内に受診してください。



3

信頼・相談できる「かかりつけ医」をもちましょう。

かかりつけ医を通して高次(各専門)医療機関を受診することで、一貫した医療を受けることができます。



4

医師の指示・注意を守って下さい。

また、過剰に注射や薬などを求めないようにしましょう。



5

仕事・勤務途中のケガは健康保険の対象とはなりません。

仕事や勤務途中の事故が原因であるケガや、仕事に起因する病気は原則、労災保険の対象となり、健康保険の対象とはなりません。労災保険の給付を受けるためには、所定の保険給付請求書に必要事項を記載し、被災労働者の所属事業場の所在地を管轄する労働基準監督署に提出しなければなりません。

6

交通事故などは加害者が治療費等を支払うことが原則です。

交通事故のように、第三者によって起こったケガや病気は、第三者である加害者が治療費や休業補償費を支払うことが原則です。交通事故の場合は、まず自賠責保険より支払われることとなります。受診の際は、医療機関窓口へご相談ください。

編集後記

県民の皆様、こんにちは。新年はいかがお迎えになられましたでしょうか。今年も三が日には、たくさんの方々が初詣に出かけられたようです。さて、今回の「はつらつ通信」では、「地域リハビリテーション」をメインテーマに取り上げておりますが、皆様には聞き慣れない言葉だと思えます。高齢者や障害をもつ方々が地域において自立した生活を送るためには、個々の身体機能にあわせた医療的、教育的、職業的、社会的視点からリハビリテーションが、総合的かつ一貫性をもって提供される必要があります。そのため活動として全国で「地域リハビリテーション」への取り組みが行われています。今号では、県内にあるリハビリテーション支援センターを紹介しています。皆様には、本県でもこのような取り組みが行われていることを知っていただくと共に、必要の際には、是非、ご相談下さいませようお願いします。最後に、「はつらつ通信」に対するご感想やご意見、皆様方の気になる病気や医療制度に対する疑問などございましたら、お寄せ下さい。出来る限り、本誌でとり上げていきたいと思っております。